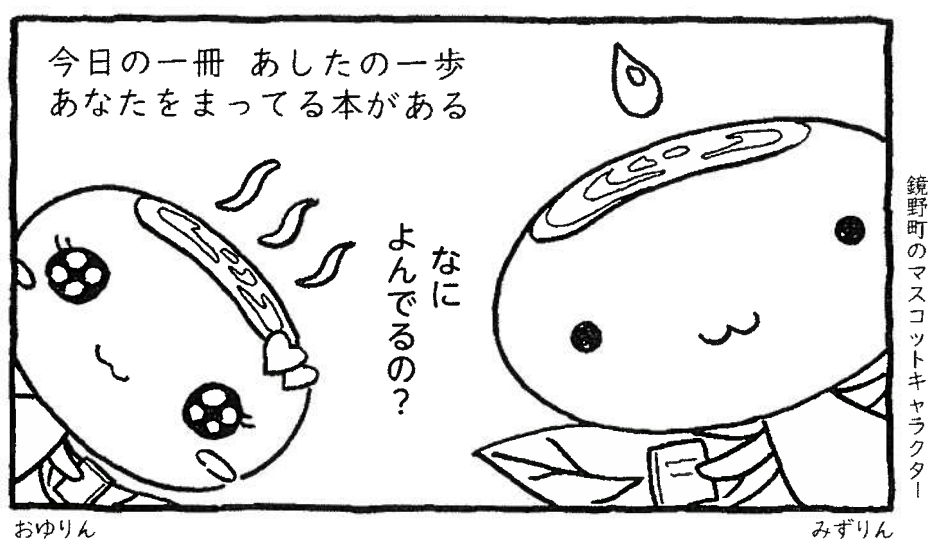


## 第2次 鏡野町子ども読書活動推進計画



令和7年3月

鏡野町教育委員会



## はじめに

「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、基本理念として「子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることに鑑み、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」と掲げています。

鏡野町では、国の策定する「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画」及び岡山県が策定する「第4次岡山県子ども読書活動推進計画」に基づき、令和2年3月に「第1次鏡野町子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭・幼児施設・学校・地域で連携し、さまざまな取組を実施してきました。

第1次計画期間中は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、GIGAスクール構想による学校のICT環境の整備など、子どもたちを取りまく環境は大きく変化いたしました。こうした社会情勢の変化や、第1次計画期間における取組の成果・課題を検証した上で、今後5年間の施策の方向を示す「第2次鏡野町子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。本計画が、鏡野町の子どもたちの豊かな読書活動へとつながり、読書活動で培われる力をもとに、心豊かでたくましい人材として成長していくことを願っております。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご提言をいただきました鏡野町子ども読書活動推進委員会の委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました関係機関、貴重なご意見をいただきました多くの皆様に深く感謝いたします。

令和7年3月

鏡野町教育委員会

教育長 武本 吉正



# 目 次

はじめに

目次

|                              |     |
|------------------------------|-----|
| 第1章 第2次計画の策定にあたって            | 1   |
| 1. 計画策定の経緯                   | 1   |
| 2. 鏡野町の子どもの読書活動を取りまく現状       | 1   |
| (1) 子どもを取りまく環境の変化            |     |
| (2) データからみた現状                |     |
| 3. 第1次計画における取組と成果及び課題        | 4   |
| (1) 家庭                       |     |
| (2) 保育園・認定こども園・幼稚園           |     |
| (3) 小学校・中学校                  |     |
| (4) 地域                       |     |
| 第2章 第2次計画の基本的な考え方            | 1 3 |
| 1. 計画の目的                     | 1 3 |
| 2. 計画の基本方針                   | 1 3 |
| 3. 計画の対象                     | 1 3 |
| 4. 計画の期間                     | 1 3 |
| 第3章 子どもの読書活動推進のための取組         | 1 4 |
| 1. 家庭における読書活動                | 1 4 |
| 2. 保育園・認定こども園・幼稚園における読書活動    | 1 4 |
| 3. 学校における読書活動                | 1 4 |
| 4. 地域における読書活動                | 1 5 |
| 5. 計画の推進体制                   | 1 6 |
| 第4章 成果指標                     | 1 7 |
| 資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律        | 1 8 |
| 資料2 児童・生徒のアンケート結果（本文に未掲載のもの） | 2 0 |



# 第1章 第2次計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の経緯

本計画は「子どもの読書活動推進に関する法律」（平成13年〈2001〉法律第154号）に基づき、国の第四次までの「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び県の第4次までの「岡山県子ども読書活動推進計画」を基本とし、令和2年（2020）3月に策定された「第1次鏡野町子ども読書活動推進計画」の取組と成果を踏まえ、新たな課題を整理し、鏡野町の子ども読書活動推進のための環境整備とその充実にあたっての町の基本施策の見直しを行うものです。

本計画の策定によって、本町の子どもたちの読書活動が鏡野町教育大綱に定める基本目標である「夢をもち ふるさとを愛する心を育み 自ら生き抜く力を拓く人材の育成」の達成の一助となるよう、町民の皆様に本計画の示す方向性や施策を明らかにし、一体的な推進を期待します。

## 2. 鏡野町の子ども読書活動を取りまく現状

### （1）子どもを取りまく環境の変化

鏡野町では、子どもが本と出会い、知識や情報を得て楽しむことができるあらゆる機会や、より良い環境づくりを目指して令和2年3月に「第1次鏡野町子ども読書活動推進計画」を策定し、計画の推進に取り組んでいましたが、第1次計画期間中の5年間の間には、鏡野町の子ども読書活動を取りまく環境も大きく変化しています。

まず18歳未満の人口の推移を見てみますと、令和2年度から同5年度にかけて毎年緩やかに減少していることがわかります。

#### 町内の18歳未満人口の推移（鏡野町子育て支援課調べ）

| 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|--------|--------|--------|--------|
| 1,980人 | 1,960人 | 1,939人 | 1,936人 |

そして、令和4年度末に幼稚園1園が閉園、小学校3校が閉校し、地域の教育環境も大きく変わりました。そうした中で読書環境においては、令和3年度より小中学校に学校司書を配置し、学校における多様な読書活動の企画・実施や学校図書館サービスの改善・充実に努めました。

また、ゲームやインターネット、スマートフォンの普及による読書時間の減少はこれまでも問題視され、メディアコントロールの実施などの取組が行われてきましたが、昨今の電子書籍の普及やGIGAスクール構想の拡充による教育現場におけるデジタル化の進展は、子ども達の読書に対する意識の変化にも大きく影響してくると思われます。今後はデジタル社

会に対応した読書環境の整備も必要となってくるでしょう。

地域においては、令和6年度から鏡野町立図書館は指定管理制度、放課後児童クラブは委託により、運営を民間企業に移行しており、官民一体となった読書活動の推進が期待される場所です。

## （２）データからみた現状

「第2次鏡野町子ども読書活動推進計画」策定にあたり、町内の全小学生を対象に「読書に関するアンケート」を実施しました。回答者は394人で全体の約64%にあたります。

次のデータは、小学生の読書が好きかという問いに対する回答です。「好き」「どちらかという」と好き」を合わせると、約8割の児童が読書は好きだという結果が出ています。

### 町内の小学生 読書は好きですか

|             |       |
|-------------|-------|
| 好き          | 36.0% |
| どちらかという」と好き | 41.8% |
| どちらかというときらい | 15.3% |
| きらい         | 6.9%  |

令和6年度独自調査

次に1か月の読書数の比較です。ここでいう「本」は電子書籍を含み、漫画・雑誌は含んでいません。町アンケートでは学習漫画は本に含めています。

ここでは「全く読んでいない」の不読率が令和6年度の岡山県平均を上回る結果となりました。令和6年度全国学校図書協議会「学校読書調査」の小学生（4－6年生）の不読率の全国平均が8.5%であることから考えても、町内の小学生の不読率は高いといえます。

### 小学生の1か月の読書数

|                 | 鏡野町   | 岡山県   |
|-----------------|-------|-------|
| 全く読んでいない        | 11.9% | 8.7%  |
| 1冊まではいかないが読んでいる | 12.4% | 13.4% |
| 1～2冊            | 24.9% | 20.9% |
| 3～4冊            | 17.3% | 20.5% |
| 5冊以上            | 33.5% | 36.4% |

鏡野町：令和6年度独自調査

岡山県：令和6年度子どもの読書の実態に関する調査の結果（岡山県実施）

続いて1日の読書時間ですが、小学生の30分未満の割合は86.0%、中学生は学校で実施している朝読書のみも含めて69.7%に及んでいます。その理由については調査を行いませんでしたが、岡山県が実施した『令和5年度子どもの読書環境に関する実態調査』によると、読書をしない理由として、「他にしたいことがあるから」「今読みたい本や絵本がないから」が小学生、中学生共に1・2位を占めています。

## 町内の小中学生の１日の読書時間

|         | 小学生   | 中学生   |
|---------|-------|-------|
| １０～３０分  | ８６．０％ | ３０．４％ |
| ３０分～１時間 | —     | ２０．７％ |
| １～２時間   | ９．５％  | ８．１％  |
| ２～３時間   | ２．１％  | １．５％  |
| ３時間以上   | ２．４％  | ０．０％  |
| 朝読書のみ   | —     | ３９．３％ |

小学生：令和６年度独自調査

中学生：令和６年度鏡野中学校調査

次は漫画についての質問です。６３．８％の児童が読むと答えています。令和２年にニフティ株式会社が実施した『キッズ調査レポート 本とマンガ』のアンケートの中で「漫画を読むことが好き」と答えた児童が８５％であることを考慮すれば高い数値ではありません。

これらのデータを総括すると、鏡野町の子ども達は、読書は嫌いではないが、読書に費やす時間は少なく、漫画を含めた「読む」という行為への関心の薄さがうかがわれます。その背景としては、スマートフォンやゲーム機の所持により余暇の時間を読書以外に費やすことが多いこと、習い事や部活動、学習等で多忙であるため、読書の時間をとることができないことが考えられます。

## 町内の小学生 漫画は読みますか

|          |       |
|----------|-------|
| よく読む     | ３０．６％ |
| ときどき読む   | ３３．２％ |
| ほとんど読まない | １４．０％ |
| 読まない     | ２２．２％ |

令和６年度独自調査

次は電子書籍の利用率ですが、２５．２％の児童が利用すると回答しています。公益社団法人全国学校図書館協議会が実施した「学校読書調査」における令和６年度の電子書籍読書経験の割合は、小学生（４～６年生）３８．５％、中学生４９．９％、高校生６１．６％となっています。今後は、国が進めるデジタル社会の実現に向け、子ども達の関心を満たすアイテムでもあるスマートフォンやタブレットを活用した読書活動の推進も必要になってくるでしょう。

## 町内の小学生 電子書籍は利用しますか

|          |       |
|----------|-------|
| よく利用する   | ６．６％  |
| ときどき利用する | １８．６％ |
| 利用しない    | ７４．８％ |

令和６年度独自調査

### 3. 第1次計画における取組と成果及び課題

鏡野町では、第1次計画に基づき、家庭や園、学校、地域と連携を図りながら子どもの読書活動を推進するための取組を進めてきました。

第1次鏡野町子ども読書活動推進計画では、

- 本との出会いの提供
  - 楽しみながら進める読書の習慣化
  - 読書から学ぶ力の育成
- の3点を基本方針として挙げています。

ここでは、第1次計画における取組と成果、そして課題について検証いたします。

#### (1) 家庭

##### ○ブックスタート事業への参加

町立図書館が実施している事業で、3・4ヶ月乳児健診に合わせ、赤ちゃんへ初めての絵本を2冊プレゼントしています。これをきっかけに町立図書館を訪れ、読み聞かせに参加する親子や、乳幼児期から町立図書館の利用が習慣になっている子どもたちもいます。

ブックスタートの参加率は、令和2年度は、新型コロナ感染拡大防止措置により密集を防ぐために一時、これまで健診会場で渡していた本を図書館来館時に渡す方法に変更したため、参加率が減少したものと思われます。令和3年度からは、ほぼ例年通りに戻りました。

##### ブックスタートの参加率

| 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|-------|-------|-------|
| 58.3% | 83.2% | 92.5% | 92.1% |

##### ○家庭での読み聞かせ

次の表は令和5年度の家庭での読み聞かせについてのアンケート結果です。読み聞かせをほとんどしていない家庭が17.4%あります。幼少期から家族とのふれあいを通じて、本への興味を広げる環境を家庭の中で作っていくことが大きな課題になってくると思います。

|                                                                 |           |       |
|-----------------------------------------------------------------|-----------|-------|
| ◎令和5年度<br>子育てに関するアンケート（回答者数351人）<br>質問<br>お子さんに、絵本の読み聞かせをしていますか | 毎日        | 23.4% |
|                                                                 | 週に5・6日    | 8.4%  |
|                                                                 | 週に3・4日    | 19.8% |
|                                                                 | 週に1・2日    | 27.5% |
|                                                                 | ほとんどしていない | 17.4% |
|                                                                 | 無回答       | 3.6%  |

令和5年度 鏡野町子育てに関するアンケート調査 調査結果報告書より抜粋

#### (2) 保育園・認定こども園・幼稚園

鏡野町には認定こども園2園、保育園4園（うち1園は休園）、幼稚園1園があります。

第2次計画策定にあたり、各園に読書活動における取組と成果及び課題について、聞き取り調査を実施しました。

#### ○読み聞かせ

保育活動の中で、登園時や給食、午睡の前、自由遊びや帰りの会の前などに保育士が年齢や季節・興味に応じた絵本の読み聞かせを行っています。大型絵本や紙芝居を使用することもあります。いずれの園も毎日必ず行っており、ほとんどの園が1日に複数回行っています。また、月に1回は読み聞かせボランティアや外部講師を招き、『わらべうた遊びと絵本の読み聞かせ』など各クラスで読み聞かせを行っています。その様子を絵本と共に玄関に掲示し、親子で借りられるように取り組んでいる園もあります。

#### ○貸出

毎週、曜日を決めて絵本の貸出を行い、子どもが絵本を借りて家に持って帰ります。これは家庭への読み聞かせ推進の目的も含まれています。

また、読書週間に合わせて「親子絵本貸出週間」として親子で絵本を選び、貸出を行うという取組を行っている園もあります。

#### ○家庭との連携

毎月、各年齢に応じた月刊絵本の購入や、長期の休み期間中に生活表に読んだ絵本を記入する欄を設け、家庭での読み聞かせを推進したり、子どもの園での読書活動の様子を保護者へメールで配信したりしている取組も行っています。

#### ○町立図書館の利用

町立図書館の館外サービスを利用して、読み聞かせや遊びを行ったり、子どもたちが図書館に行き、読み聞かせや貸出を行ったりする園もあります。また、毎月図書館司書に選書してもらった本を20～30冊団体貸出を利用する園もありますが、交通事情や人手不足などにより町立図書館を利用する園は限られています。

#### ○その他

自由遊び時間の中で、絵本に興味や関心を持ち、自分でめくって見たり、覚えているフレーズをつぶやいたりしている子どももいます。給食後に絵本タイムを設定している園もあります。

課題としては、町の図書館を利用したいが、さまざまな制約上利用できないという意見が多くありました。具体的な理由としては、徒歩では距離が遠く、町営バス利用では園児の数が多いためバスに乗れなかったり、適当な時間の便がなかったりするため行くことができない、また、団体貸出を利用したいが人手不足で事務手続きに従事できる職員がいないという意見がありました。

その他、読書習慣が学童期につながるような家庭啓発をどのように推進していくかという

ことも重要な課題です。

### （３）小学校・中学校

#### ①小学校

町内には小学校が５校あり、令和３年度から学校司書が配置されました。しかし、一人で５校を兼務しているため、各校ごとに細やかな読書指導や図書館の運営を行うには限界がありますが、担任や中学校の図書館司書、地元ボランティア、町立図書館と連携して読書活動を進めています。

小学校における取組は以下のとおりです。

#### ○読書の時間

以前は各校で朝読書が行われていましたが、最近は朝読書に替わり、授業の時間や学校生活の空き時間等を利用して学校司書と担任が協力し、本の貸出や読書の時間を設け、読書推進を行いました。

#### ○読み聞かせ

ほとんどの学校で月に一度、ボランティアによる読み聞かせが行われています。また、低学年では、週に１回程度、学校司書や担任による読み聞かせも実施しました。本の内容も、児童が興味を持つ本だけでなく、「人権に関する本」や「戦争に関する本」など時期に合わせたテーマの本で行うこともありました。

#### ○図書委員会活動

「おすすめ本」のPOP（広告）を作成し、図書館内での掲示や、読書週間に合わせて、図書委員による全校生徒の前での読み聞かせ、クイズ大会など、各学校で工夫を凝らしたさまざまなイベントを実施し、図書館利用の促進に努めました。

#### ○学校司書によるイベント

本を借りたらくじがひける「ぶっくじ」や「クリスマスくじ」、おみくじがひける「本みくじ」、しおりのプレゼントなど、楽しく読書活動が行えるイベントを開催しました。また、季節や時事ニュースに合わせて、「オリンピック」「戦争」「運動会」「クリスマス」などテーマを決めた特集の掲示を行うなど、読書環境の充実に努めました。

#### ○連携事業

町学校給食共同調理場と連携し、本に関するメニューを給食に取り入れた「おはなし給食」を開催し、学校司書や担任が読み聞かせや、本の紹介を行うなど、学校ごとに様々な取組を行いました。

また、児童が作成した「ごんぎつね」のガイドブックを町立図書館で展示し、保護者だけでなく地域の人にも授業の成果を披露する取組を実施した学校もありました。

小学校では、第1次計画策定時にはほとんどの学校で朝読書が行われていましたが、現在は朝読書にこだわらず、学校生活のどこかで読書時間を設定している学校が多いようです。

小学生の読書習慣は、子どもたちの人格形成を養う上で非常に重要な役割を担っています。今後は、学校生活の中で読書の時間をどのように作るか、そして学校図書館の魅力ある選書や配架、イベントの実施など読書環境の充実を図り、不読率の低減へつなげることが課題となるでしょう。

## ②中学校

鏡野中学校の学校図書館は、教室と同じ階にあり、隣接するパソコン教室と合わせて読書・学習・情報の拠点として効果的な条件を備えています。令和3年度からは学校司書が配置され、午前8時から午後4時30分までいつでも利用できるようになり、貸出は3冊まで（休日前は5冊まで）1週間、長期休み前は10冊までが可能です。年間400冊以上借りる生徒がいる一方で、1冊も借りることなく一年を過ごす生徒が18.4%いますが、全体の貸出冊数は年ごとに増加しています。

貸出以外は、以下の活動を行いました。

### ※参考 鏡野中学校の年間貸出冊数

| 年度  | 生徒数  | 年間貸出冊数 |
|-----|------|--------|
| 令和2 | 313人 | 3,391冊 |
| 令和3 | 313人 | 5,148冊 |
| 令和4 | 344人 | 7,071冊 |
| 令和5 | 321人 | 8,028冊 |

### ○朝の読書

全校一斉に、毎朝8時25分から10分間行いました。

### ○図書委員会活動

図書委員会が、昼休みのカウンター業務や学級文庫の管理、読書啓発ポスターの作成などを行いました。また、先生への読書インタビューや全校生徒へのアンケート、しおりコンテストなど多彩で魅力的なイベントも実施しており、図書館の利用が広がるきっかけにもつながっています。また、次年度中学校へ進学する小学6年生に向けて、学校図書館利用のリーフレットを作成し、入学説明会に配布するなど、小学校と連携した取組も実施しています。

### ○学校司書によるイベント

毎年、1学期には「ブックビンゴ」、2学期には「クラス対抗元素周期表パズル」、3学期には「BOOK-Z（ぶっくじ）」というイベントを実施しており、楽しみながら読書習慣を身に着ける工夫を、また、年度末には希望者に「年間読書リスト」も配布し、読書記録も残るようにしました。

中学校は、学校司書と図書委員による管理や魅力あるイベントの開催、また、アンケートを実施して生徒たちの読書に関する動向をデータ化し、図書館運営へ反映させるなど適切な運営が行われ、利用率も大きく向上しました。

しかし、令和6年度の鏡野中学校の蔵書数は10,691冊（生徒一人あたり34.7冊）で、文部科学省が定める学校図書館図書標準の蔵書冊数（9,600冊）を上回りますが、学校図書館協議会が発表した「学校図書館調査(令和5年12月)」の全国平均は12,244冊（生徒一人あたり38.3冊）で、全国平均を下回っています。中学生の読書活動は、読書を通じて多様なものの見方や考え方ができることを目標としています。今後も限られた予算の中で適切な選書を行い、1冊も借りない生徒をいかに減少させるかということが課題です。

## （４）地域

### ①町立図書館

図書館は、子どもにとって、多くの本に触れ、多様な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知る場所です。また、保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選択したり、子どもの読書について相談したり情報を得ることができる場でもあります。図書館は、子どもやその保護者を対象に、定期的な読み聞かせやおはなし会を実施するほか、子どもの読書活動を推進する団体やボランティアの支援を行うなど、地域における子どもの読書活動推進の中心的な役割を果たすことが求められています。

鏡野町立図書館では、子どもや保護者が本や図書館に親しむきっかけづくりに努めるとともに、園・小学校・公民館・放課後児童クラブなどと連携し、本の紹介（ブックトーク）や読み聞かせボランティアの方へ資料の提供、選書の支援などを行ってきました。また、令和6年度より指定管理者制度を導入し、民間による運営に移行しました。これにより長年の懸案事項であった通年の開館時間の延長と祝日の開館を行うなど、これまでの事業を引継ぎしつつ、民間のノウハウを取り入れたさらなる読書活動推進の充実を図るところです。

第1次計画期間中の図書館における子どもの読書活動推進に関連する事業について、基本方針に基づき実施した主な取組は以下のとおりです。

#### ア．本との出会いの提供

##### ○本のテーマ展示

毎月、季節や行事に応じたテーマの本を選んで特集展示を行っています。発達段階に応じたおすすめの本やテーマ別の本は、展示することで効率よく利用され、あまり目立たない本もテーマでまとめて紹介することで利用される機会となっています。

##### ○ブックスタート【3・4か月健診】

乳幼児とその保護者を対象に、親子が絵本を通して心ふれあうひとときを持つきっかけとして、赤ちゃん絵本を2冊プレゼントしています。

### ○セカンドブック【小学1年生】

ブックスタートのフォローアップ事業として、小学1年生を対象に、おすすめの絵本や児童書の中から子どもが自分で選んだ1冊をプレゼントしています。成長段階に応じた本との出会いを通じて読書の喜びや楽しさを知り、読書習慣を身につけることを目的に実施しています。

### ○えほんのじかん【毎週木曜日】

乳幼児とその保護者を対象として、赤ちゃん絵本の読み聞かせや手遊びなどを行っています。乳幼児にどのような絵本を読んだらよいか選ぶ保護者の相談なども受けています。

※参考 令和5年度実績 全49回191人

### ○団体貸出

学校等の授業で必要な図書や学級文庫、図書館から離れた地域の子どもたちが公平に読書の機会が得られるよう公民館や児童クラブ、ボランティアグループ等への貸出を行っています。新しい本や人気の本など、図書の購入が難しい団体に対して、図書館の本を活用することで補助的な役割を果たしています。学校図書館司書や図書担当教諭と図書館との読書に関する情報交換の機会にもなっています。

### ○館外サービス

園、小中学校、放課後児童クラブ、公民館などからの依頼に応じて訪問し、読み聞かせやブックトーク（本の紹介）を行っています。季節やテーマに沿った工作や遊びを交えて楽しみながら本に親しむ時間としたり、読書に関する相談に応じたり、図書館への来館が困難な子どもに対して、本と出会うきっかけづくりに努めています。

※参考 令和5年度実績 のべ26ヶ所 508人

### ○図書館電子書籍貸出サービス事業

令和6年度より、近隣の6市町で新たに電子書籍貸出サービス「つやまエリアデジタルライブラリー」が開始されました。これは津山圏域定住自立圏事業として実施され、津山市・鏡野町・勝央町・奈義町・久米南町・美咲町に在住または在勤し、いずれかの市町の貸出券を持っていれば誰でも利用することができます。青少年のスマートフォンやタブレットの所持率が向上していく中で、ネット環境があればどこでも本を読むことができるということは、子どもの読書活動推進においても大きなコンテンツとなります。

## イ. 楽しみながら進める読書の習慣化

### ○おたのしみ会【毎月1回】

季節や行事に合わせた内容で、絵本や紙芝居、パネルシアターなどの読み聞かせと簡単な工作を行い、楽しみながら本や図書館に親しむきっかけづくりに努めています。

※参考 令和5年度実績 338人（4月～2月）

### ○映画上映会

子ども向けのアニメや青少年でも視聴可能な作品を上映し、併せて関連本の展示や貸出も行っています。近隣に映画館がないため、楽しみにされている方も多く、本事業により図書館への関心が高まり、足を運ぶきっかけとなっています。

### ○読書週間行事（春・子どもの読書週間、秋・読書週間）

春の子どもの読書週間（4月27日～5月10日）、秋の読書週間（10月27日～11月9日）の期間中には、子どもや保護者が図書館を利用するきっかけとして、クイズやビンゴ、スタンプラリー、しおりのプレゼントなどの企画を実施しています。また、夏休みや冬休みにも様々なイベントを実施し、子どもたちが楽しんで参加する中で、いろんな本に出会うことができるよう工夫しています。

## ウ. 読書から学ぶ力の育成

### ○子ども司書体験

小学生を対象に図書館の仕事体験を行っています。カウンター業務や配架、おすすめ本のPOP作成、バックヤード見学など、図書館の業務を通じて、通い慣れた図書館を今までとは違った視点で経験することで、図書館や本に対する興味や関心、愛着を深めます。

### ○中学生の職場体験の受け入れ

中学校の職場体験事業の受け入れを行っています。図書館の仕事体験を通して、図書館の役割や読書の大切さを学びます。

### ○読書感想文教室・自由研究講座

令和5年度まで、読書感想文の課題支援として、感想をまとめるポイントや、書き方のコツを習いながら読書感想文を書きあげる教室を行いました。本を読んで心に残った言葉や、主人公の心の変化など、感想に書きたい内容を集めて整理したり、自分の感じたことを言葉で表現して書く力を養います。

令和6年度からは、多様な子どもの自主的・自発的な学習活動を支援するため、自由研究の課題支援として、テーマの決め方や、図書館を使った調べ方の講座を行っています。

### ○図書館を使った調べる学習コンクール

令和6年度から、町内の小中学生を対象に図書館を使って自由なテーマで身近な疑問や興味があることなどを調べ、作品としてまとめたものを募集するコンクールを開催しています。子どもの知的好奇心や探求心を高め、図書館を使って調べることで必要な情報を得て自ら課題を解決する力を育みます。

※参考 令和6年度実績 7作品

### ○作家講演会

令和6年度から、絵本作家や児童文学作家の方などを招いて講演会やワークショップを

行っています。作品に込められた想いや魅力を作者本人から直接お聞きできる機会は、読書から得られる経験に加えて、物語への理解が深まったり、新たな感動を得られたり、貴重な体験となります。

※参考 令和6年度実績 絵本作家・宮西達也さん、絵本作家・二歩さん  
児童文学作家・くすのきしげのりさん

令和5年に策定された文部科学省の「第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、不読率の低減、多様な子どもたちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備、子どもの視点に立った読書活動の推進の4つが基本方針に挙げられています。

今後の課題として図書館の貸出利用数を低下させない、利用を増やす取組を行っていかねばなりません。現在利用されている方に向けたサービスだけでなく、まだ利用したことのない方や、しばらく来館していない方を意識したサービスを考えることで、すべての方へ利用しやすい図書館になることが必要です。乳幼児や児童・青少年とその保護者に対する図書整備と提供、おはなし会や講座など読書活動を推進するサービスの実施とともに、障害のある子ども、日本語を母語としない子ども、図書館への来館が困難な子どもに対しても図書館を利用できる環境の整備が求められています。

## ②地区公民館

町内には地区公民館が12館あり、それぞれに図書室があります。いずれの館も蔵書が古く利用も少ないため、近年の大規模改修工事に併せて図書室自体を廃止し、人の集まるロビーに書架を配置している館もあります。また、県立図書館や町立図書館の団体貸出を利用して地域住民に提供している館もあります。

子どもの読書活動の推進事業としては、子どもが参加する地域行事の際に、町立図書館の職員が赴いて読み聞かせ、行事の内容に関連する本の紹介や遊びなどを行っています。

しかし、公民館活動の取組については、地区によって差があり、地域活動等と併せて公民館の中でどのように子どもの読書活動を絡めていくことが効果的なのかを検討すること、そして活動の少ない館への理解と協力を働きかけていくことが今後の課題といえます。

## ③放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、受け入れ定員は20人程度から100人以上までと地域の小学校の規模に応じて差があります。令和6年度より委託により、民間の経営へと移行しました。各施設における子どもの読書活動の取組と成果、課題について、聞き取り調査を行いました。

### ○読み聞かせ

読み聞かせは、夏休みなど長期休暇期間中に数回、町立図書館の館外サービスを依頼して行っています。低学年を対象に、毎週金曜日に支援員による紙芝居や読み聞かせを行っている施設もあります。

### ○団体貸出し

どの児童クラブも、町立図書館の団体貸出を利用し、月に1回、50冊程度の貸出を行っています。

### ○読書の時間

長期休暇期間中、昼食後に読書の時間を30分とっている施設もありますが、おおむね平日の宿題が終わった空き時間を読書時間としています。

放課後児童クラブは、滞在時間も限られていますので、長期休暇期間以外は統一した読書活動を行うことは難しいようです。空き時間を利用して読書を行う子どももいますが、漫画を読む子どもが多く、本に触れる事さえしない子どももいます。学年もさまざまで、興味や関心もそれぞれ違う子どもたちに、限られた時間の中で、読書の習慣を身につけられるような環境をどのように整備していくかが今後の課題といえるでしょう。



## 第2章 第2次計画の基本的な考え方

これまで「第1次鏡野町子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動を推進してきましたが、これまでに取り組んできた成果と課題を踏まえ、第2次計画の基本的な考え方を以下のとおりとします。

### 1. 計画の目的

あらゆる機会・場所・方法において自主的に読書活動を行うことができる環境を整え、子どもたちが読書の楽しさを知り、豊かな感性を身につける。

### 2. 計画の基本方針

- 不読率の低減
- あらゆる機会で読書に親しむことができる環境の整備
- 家庭・園・学校・地域が連携した取組
- 子どもの視点に立った読書活動の推進

### 3. 計画の対象

おおむね0歳から18歳までの子どもを対象とします。

また、この計画推進のためには、町民の方々の理解と協力が必要であることから、家族をはじめ、保育士、教職員、地域ボランティア、町立図書館職員、行政関係者ら子どもの活動に携わる者も対象としています。

### 4. 計画の期間

令和7年度からおおむね5年間とします。



## 第3章 子どもの読書活動推進のための取組

### 1. 家庭における読書活動

子どもが言葉を覚え、本と出会い、読書の喜びを最初に体験する場所は家庭です。しかし乳幼児期は子どもだけで読書を行うことはできません。まずは身近な大人が読み聞かせを行うことで、まだ言葉や絵を認識できない子どもたちも読み手である大人と本の楽しさを共有し、子どもたちの読書活動がスタートします。

就学している子どもたちについては、いかに自身の知的好奇心を満たすことのできる本と出会えるかが、読書習慣を身につける足がかりといえます。そうした本との出会いの機会を提供していくことも家庭の役割といえるでしょう。

#### ◎重点的な取組

- ・ブックスタート事業を継続し、乳幼児期に読書活動をスタートするきっかけづくりに努めます。
- ・園や学校、放課後児童クラブ、町立図書館や公民館と連携し、家庭における読書の楽しさや重要性についての理解を深めます。
- ・広報紙や町ホームページなどを活用して、町立図書館などが主催する読書活動事業の周知を図り、参加の呼びかけを行います。

### 2. 保育園・認定こども園・幼稚園における読書活動

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、保育園、認定こども園、幼稚園では、日常的な読書活動を推進し、絵本や物語に親しむ活動を積極的に行っていくことが求められています。また、読み聞かせを通して家族やとのつながりを深め、想像力や感性を養い、豊かな人間性を育むためにも家庭での読書活動の啓発を進めていくことも必要です。

#### ◎重点的な取組

- ・園生活の中で、発達段階や季節に合わせた読み聞かせを行い、子ども達が絵本や物語に親しむ活動の充実に努めます。
- ・絵本の貸出や園だより等を通じて、家庭での読み聞かせの大切さを伝えます。
- ・町立図書館やボランティアと連携し、子ども達が絵本や物語に興味を持てる環境を作ります。

### 3. 学校における読書活動

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校はか

けがえのない大きな役割を担っています。学校図書館は、学校司書の下でその機能を十分発揮し、その役割を果たすことができる体制づくりが求められます。子どもたちが日中最も長く過ごす学校において読書活動を推進することで、学ぶ楽しさや知る喜びを得、心を豊かにし、自ら学び考える力を育むためにも学校と地域は連携して、読書活動の支援を強化するための環境を整えていかなければなりません。

## ①小学校

### ◎重点的な取組

- ・発達段階に応じて、子どもたちが幅広く知識を深め、興味が持てる選書を行います。
- ・学校司書と担任、ボランティアが連携して読み聞かせの充実を図り、児童が本に興味をもち、読書に楽しみを感じるきっかけを作ります。
- ・学校生活の中で、日常的な読書時間を確保し、読書意欲の向上に努めます。
- ・委員会活動や学校図書館の行事を通じて、児童たちが楽しく読書活動を行うことができる環境を作ります。
- ・小中学校の学校司書が情報を共有し、地域と連携して読書活動に関する知識と技術を身につけ、発達段階に応じた読書指導を行います。

## ②中学校

### ◎重点的な取組

- ・学校図書館を活用して「情報収集能力」「思考力」「創造力」が身につけられるような指導を行います。
- ・学校生活の中で、朝読書など生徒が読書に親しむ時間を確保し、読書意欲の向上に努めます。
- ・委員会活動や学校図書館の行事を通じて、生徒たちが楽しく読書活動を行うことができる環境を作ります。
- ・小中学校の学校司書が情報を共有し、地域と連携して読書活動に関する知識と技術を身につけ、生徒一人一人に応じた読書指導を行います。

## 4. 地域における読書活動

子どもの読書活動環境をより充実させるため、町立図書館は、地域の読書活動全般を補完する役割を担っています。令和元年には、障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための読書バリアフリー法が成立しました。「誰も取り残されない社会」実現のために、デジタル社会等に対応した読書環境の整備に取り組み、電子図書館の効果的な活用の推進も必要です。また、GIGAスクール構想等の進展を踏まえ、学校における読書活動などに「つやまエリアデジタルライブラリー」のコンテンツを活用した取組も期待されます。

多様な子どもたちに読書の機会を確保するためには、地域の情報を集約し、図書館を利用する子どもやその保護者を含む多様な意見を取り入れ、反映することが重要です。すべての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう行政機関や学校、他の社会教育施設、民間の関係団体、ボランティア等と連携・協力体制の構築が望まれます。図書館が子どもたちにとって立ち寄りやすく心地よい場所として、本に触れるきっかけが生まれる場所となるよう、子どもの視点に立ったサービスの改善、子どもの様々なニーズに応える図書の収集と充実、学習機会の提供に努めることを目標とします。

### ①町立図書館

#### ◎重点的な取組

- ・子どもが発達段階に応じた読書が楽しめるよう、蔵書の収集・管理に努めます。
- ・ブックスタート・セカンドブック事業を通じて、家庭でも子どもが本と触れ合える環境づくりを目指します。
- ・園や学校、放課後児童クラブをはじめとする、子どもの読書活動に携わる関係機関と連携し、子どもがさまざまな本と出会う機会を作ります。
- ・子どもの読書活動に関連した行事を企画し、広報やホームページを通じて情報提供を行い、図書館の利用促進に努めます。
- ・電子書籍貸出サービスの利用促進を行い、どこでも読書が楽しめる環境を整えます。

### ②地域の団体（公民館・放課後児童クラブ・子育て支援センター・ボランティアグループ）

#### ◎重点的な取組

- ・町立図書館と連携し、読み聞かせや団体貸出など子どもの読書活動の機会を提供する取組の充実に努めます。
- ・読書活動に関するボランティアの現状を把握し、活動の支援・育成に努めます。
- ・子どもが読みたい本を自由に選び、読書を楽しめるよう、蔵書の充実に努めます。

## 5. 計画の推進体制

第1次計画に引続き、家庭、園・学校、町立図書館、児童クラブ、行政をはじめとする町内の子どもに関わる機関や団体が相互に協力し、子どもの読書環境の整備・充実に努めます。

「第2次鏡野町子ども読書活動推進計画」を町ホームページへの掲載や、関係機関に配布することで広く周知し、子どもの読書活動を推進していきます。また、読書環境の整備及び各種施策を実施するために、必要な対策をとるよう努めます。

さらに、本計画を実効性のあるものにするため、アンケートや聞き取りを行うなど進捗状況を確認し、必要に応じて修正を加えながら継続的に展開します。

## 第4章 成果指標

本計画に定めた取組により、子どもの読書活動が数値化できるものについて、以下のとおり成果指標を設定します。

|   | 指標項目                    | 現状値                        | 目標値<br>(令和11年度)      | 説明                    |
|---|-------------------------|----------------------------|----------------------|-----------------------|
| 1 | 町内の18歳以下の図書館利用者カードの登録率  | (令和5年度)<br>51.5%           | 60.0%                | 町立図書館の読書活動の貢献度を測る     |
| 2 | ブックスタートの参加率             | (令和5年度)<br>92.1%           | 100%                 | 子どもが本と出会う機会づくりの貢献度を測る |
| 3 | 家庭で乳幼児に読み聞かせをしていない家庭の割合 | (令和5年度)<br>17.4%           | 10.0%                | 乳幼児の家族の読書活動の推進率を測る    |
| 4 | 読書が好きな子どもの割合            | (令和6年度)<br>小 77.8%<br>中 —  | 小 85.0%<br>中 80.0%※1 | 子どもの読書への関心を測る         |
| 5 | 1か月に1冊も本を読まない子どもの割合     | (令和6年度)<br>小 11.9%<br>中 0% | 小 8.0%<br>中 0%       | 子どもの不読率を測る            |

※1 目標値の根拠は、「令和4年度 子供の読書環境に関する実態調査の結果について」（岡山県教育庁生涯学習課）によるアンケートの同様の質問による数値（72.9％）を参考に算出した。



## 資料 1

# 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

**第一条** この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

**第二条** 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

**第三条** 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第四条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

**第五条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

**第六条** 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

**第七条** 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

**第八条** 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。



## 資料2

### 児童・生徒のアンケート結果（本文に未掲載のもの）

#### ①小学生（令和6年度独自調査によるもの）

本はどのように手に入れますか

|               |       |
|---------------|-------|
| 自分で買う         | 9.2%  |
| 買ってもらう        | 26.1% |
| 学校の図書館で借りる    | 32.0% |
| 電子書籍で買う       | 2.3%  |
| 町の図書館や公民館で借りる | 18.3% |
| 友達や知り合いから借りる  | 2.6%  |
| 古本屋で買う        | 4.4%  |
| その他           | 4.9%  |

約半数が学校図書館または町の図書館などで借りています。

町の図書館はどのくらい利用しますか

|             |       |
|-------------|-------|
| 利用したことがない   | 17.6% |
| 年に2～3回くらい   | 52.4% |
| 1か月に1回くらい   | 11.5% |
| 1か月に2～3回くらい | 13.7% |
| 1か月に5回以上    | 4.8%  |

17.6%の児童が利用したことがありません。小学生の場合は、大人の送迎がなければ来館が難しいことが理由の一つかもしれません。

#### ②中学生（令和6年度鏡野中学校調査によるもの）

入れて欲しい本のジャンル

|        |       |
|--------|-------|
| 物語     | 23.3% |
| ホラー    | 16.2% |
| 恋愛系    | 14.9% |
| ミステリー  | 12.7% |
| スポーツ   | 9.5%  |
| ライトノベル | 6.1%  |
| 文学     | 5.0%  |
| 料理     | 4.0%  |
| エッセイ   | 2.9%  |
| その他    | 5.3%  |

文学作品やエッセイなど固いものより、娯楽として楽しめるような読みやすいジャンルが好まれているようです。

### 1週間で学校図書館を利用する回数

|       |       |
|-------|-------|
| 毎日    | 5.6%  |
| 2～3回  | 21.9% |
| 1回    | 32.3% |
| 利用しない | 40.1% |

利用をしない生徒が4割にのぼっています。

### 本の入手先

|        |       |
|--------|-------|
| 書店で購入  | 38.8% |
| 中学校図書館 | 23.5% |
| ネットで購入 | 10.0% |
| 町立図書館  | 9.4%  |
| 学級文庫   | 9.2%  |
| 古本屋で購入 | 5.5%  |
| その他    | 3.6%  |

小学生は購入するより借りる割合が多いですが、中学生は購入する方が高い数値を示しています。

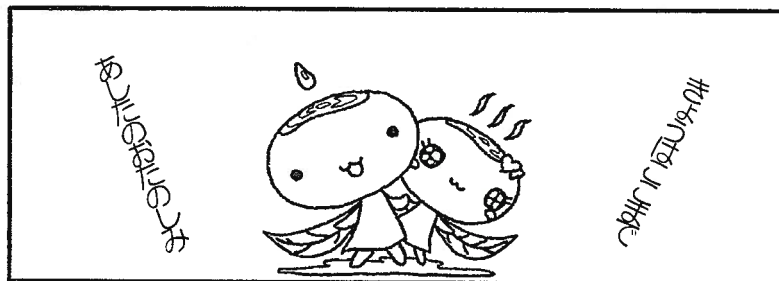
町立図書館は中学校の近くにありますが、貸出の利用は小学生よりも低いようです。





## 鏡野町子ども読書活動推進委員会委員名簿

| 所属団体等          | 氏 名   | 備 考 |
|----------------|-------|-----|
| 鏡野町社会教育委員会 委員長 | 鈴木 覚  | 会長  |
| 鏡野町保育園長連絡会 代表  | 小林 明美 | 副会長 |
| 鏡野町立小中学校校長会 会長 | 影山 典子 | 委員  |
| 鏡野町立鏡野中学校 校長   | 椋代 孝  | 委員  |
| 鏡野町立図書館 館長     | 檜田 博史 | 委員  |
| 鏡野町立図書館協議会 会長  | 小椋 美典 | 委員  |
| 鏡野町立図書館協議会 副会長 | 宮本 美幸 | 委員  |
| 読書ボランティア 代表    | 池田 民子 | 委員  |
| 鏡野町教育委員会 教育長   | 武本 吉正 | 委員  |



### 第2次 鏡野町子ども読書活動推進計画

(令和7年度～11年度計画)

令和7年3月 鏡野町教育委員会 生涯学習課  
〒708-0324

岡山県苫田郡鏡野町竹田660

TEL 0868-54-0573

FAX 0868-54-0656

